

岩手県医療局管理規程第13号

医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年11月1日

岩手県医療局長 遠藤達雄

医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程

医療局企業職員給与規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給与) 第2条 [略] 2 極めて規模の大きい病院等において特に困難な職務を行う職員で前項の規定により難しいものの給与については前項の規定にかかわらず、 <u>一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第8 医療職俸給表ハ医療職俸給表（三）の適用を受け、職務の級7級に属する職員の例による。</u>	(給与) 第2条 [略] 2 極めて規模の大きい病院等において特に困難な職務を行う職員で前項の規定により難しいものの給与については、 <u>同項の規定にかかわらず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成22年法律第53号）第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第8 医療職俸給表ハ医療職俸給表（三）の適用を受け、職務の級7級に属する職員の例による。</u>
3～6 [略]	3～6 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、平成23年11月1日から施行し、この規程による改正後の医療局企業職員給与規程の規定は、平成22年12月1日から適用する。